§１４　組合員でなくなったとき（死亡した場合を除く）

§１４の１　組合員の資格喪失

《共済組合》

組合員が退職したときはその翌日から、勤務条件の変更等により要件を欠くに至ったときはその日から、組合員の資格を喪失します。

ただし、退職又は任期満了後、任用が１日も空けずに再度行われ、かつ、再度資格取得した場合（組合員種別等が変更になるとき）は、資格喪失の手続は行わず、種別変更として、「組合員資格変更届書」（様式集§06-001-2）によって手続してください。

また、組合員に被扶養者がある場合、組合員が組合員の資格を喪失することによって、被扶養者は、自動的に被扶養者の資格（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者については、国民年金第３号被保険者の資格を含む。）を喪失します。

《県互助組合》

組合員が退職したときはその翌日から、勤務条件の変更等により共済組合員の資格を喪失したときは、その日から県互助組合員の資格も喪失します。

また、他県、市町、他の共済組合へ異動した場合や、任用形態の変更があった場合も組合員の資格を喪失します。

§１４の２　組合員でなくなったときの手続

１　組合員でなくなったとき（転出した場合を除く）の提出書類

《共済組合》

（１）　**組合員資格喪失報告書**（様式集§14-003）

（２）　**退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しや勤務条件の変更等により要件を欠くに至った日が確認できる勤務条件説明書等**（県費負担職員の正規職員を除く。）

（３）　**（交付を受けている者のみ）資格確認書等**

資格確認書以外に、特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。「資格情報のお知らせ」は返却不要です。

（４）　**退職届書**（様式集§14-001）

（５）　**老齢厚生年金受給に係る提出書類**（一般組合員のうち公務員共済の老齢年金受給権者のみ）

年金の受給状況により提出書類が異なります。該当者がいる場合、年金係に電話連絡してください。

《県互助組合》

（１）　**退会給付金請求書**（§１４-003頁参照）

※　短時間勤務会計年度任用職員及び給与の支給が県費負担の有期職員を除く。

（２）　**退職医療組合員申出書**（§１４-016頁の「退職医療制度」を参照）

※　退職医療制度に加入を希望する場合のみ。

２　他の公務員共済組合へ転出したときの提出書類

《共済組合》

（１）　**組合員資格喪失報告書**（様式集§14-003）

（２）　**退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しや勤務条件の変更等により要件を欠くに至った日が確認できる勤務条件説明書等**（県費負担職員の正規職員を除く。）

（３）　**（交付を受けている者のみ）資格確認書等**

資格確認書以外に、特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。「資格情報のお知らせ」は返却不要です。

※　転出する組合員について、転出後も引き続き被扶養者として認定を受けようとする者がいるときは、転出先の組合に対して提出する被扶養者申告書に、次のいずれかの書類を添付して提出することで、添付書類の省略ができることがあります（組合によって、取扱いが異なる場合があるため、詳しくは、転出先の組合に事前に確認してください。）。

ア　マイナ保険証を使用している場合

被扶養者として認定を受けようとする者に係るマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から１か月以内であるものに限る。）

イ　マイナ保険証の利用登録をしていない場合

被扶養者として認定を受けようとする者に係る「資格確認書」の写し（転出日時点で有効期限を経過していないものに限る。）

（４）　**組合員転出届書**（様式集§06-009）

（５）　**退職届書**（様式集§14-001）

※　他の公務員共済組合へ「一般組合員」として転出する場合は、提出不要です。
（短期組合員として転出する場合は提出が必要です。判別できない場合は、転出先に確認するか、本様式を提出してください。）

《県互助組合》

退会給付金請求書

３　県外の公立学校等（他支部）へ転出したときの提出書類

《共済組合》

（１）　**組合員資格喪失報告書**（様式集§14-003）

（２）　**退職した日が確認できる人事異動通知書（辞令書）の写しや勤務条件の変更等により要件を欠くに至った日が確認できる勤務条件説明書等**（県費負担職員の正規職員を除く。）

（３）　（交付を受けている者のみ）資格確認書等

資格確認書以外に、特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。「資格情報のお知らせ」は返却不要です。

※　転出する組合員について、転出後も引き続き被扶養者として認定を受けようとする者がいるときは、転出先の支部に対して提出する被扶養者申告書に、次のいずれかの書類を添付して提出することで、添付書類の省略ができることがあります。

ア　マイナ保険証を使用している場合

被扶養者として認定を受けようとする者に係るマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から１か月以内であるものに限る。）

イ　マイナ保険証の利用登録をしていない場合

被扶養者として認定を受けようとする者に係る「資格確認書」の写し（転出日時点で有効期限を経過していないものに限る。）

（４）　組合員転出届書（様式集§06-009）

（５）　退職届書（様式集§14-001）

※　他の公務員共済組合へ「一般組合員」として転出する場合は、提出不要です。
（短期組合員として転出する場合は提出が必要です。判別できない場合は、転出先に確認するか、本様式を提出してください。）

《県互助組合》

退会給付金請求書

４　資格喪失証明書の交付

組合員の資格喪失後、国民健康保険に加入される場合等で、共済組合の資格喪失証明書が必要なときは、所属所が提出する組合員資格喪失報告書の「資格喪失証明書」欄の「要」に〇を付してください。組合員資格喪失証明書は退職時の所属所へ送付します。

§１４の３　退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

《県互助組合》

組合員が資格を喪失したときは、次の給付金が支給されます。

※　短時間勤務会計年度任用職員及び給与の支給が県費負担の有期職員を除く。

１　特別退職給付金（㊒運営規則第20条）

（１）　支給額

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額（平成16年３月31日時点で算定した額）の９割

（２）　請求書類

退会給付金請求書

（３）　その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

詳しくは、§１４の４の（３）の「退職医療制度」を参照してください。

※　平成16年４月１日以降の加入者は、特別退職給付金の給付はありません。

２　特別返還金（㊒運営規則第50条）

（１）　支給額

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額の２/1,000）の総額に相当する額

（２）　請求書類

退会給付金請求書

（３）　その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

３　生涯福祉給付金（㊒運営規則第21条）

（１）　支給額

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額の２/1,000）の総額に相当する額

（２）　請求書類

退会給付金請求書

（３）　その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

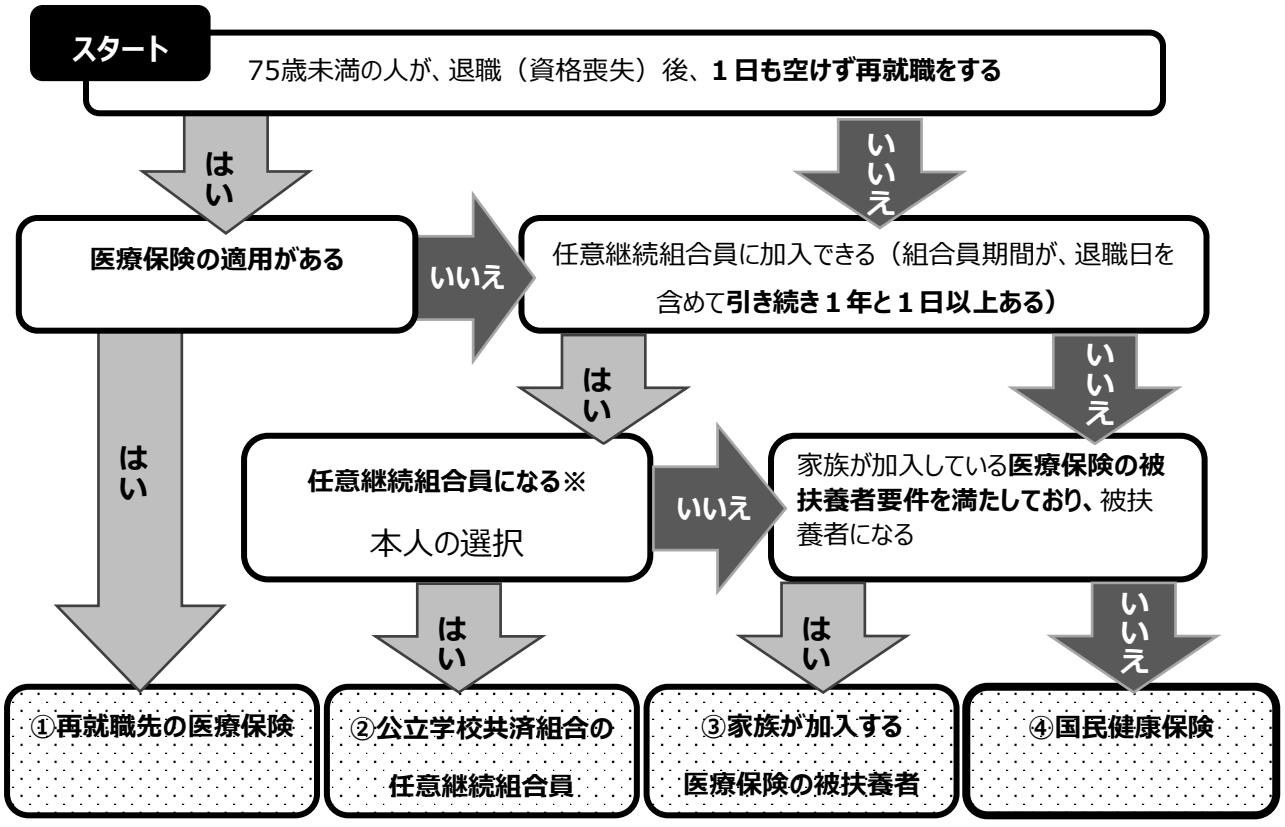
§１４の４　退職後の医療保険制度

組合員は、退職すると自動的に共済組合の組合員資格を喪失します。資格喪失後は、医療機関等でマイナ保険証等を使用することはできません。被扶養者についても同様です。

我が国では、国民皆保険制度をとっていますので、退職後も、次の①～④のいずれかの公的医療保険制度に加入することになります（75歳以上の人は、全員「後期高齢者医療制度」に加入します。）。

① 再就職先の医療保険に加入する。
② 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。
③ 家族が加入する医療保険の被扶養者になる。
④ 国民健康保険に加入する。

◆ 公的医療保険制度の選択（チャート図）



※　「任意継続組合員になる」ための要件（詳細は「§１４の４の（１）任意継続組合員」参照）

1　退職の日の前日まで、引き続き１年（退職日を含めて１年と１日）以上組合員であった者
　○　「一般組合員」「短期組合員」は区別せず、組合員期間を通算します。
　○　「任意継続組合員」「後期高齢者医療制度に加入している期間」は含みません。
　○　組合員期間が１日でも空いた場合、再度資格を得た日から計算します。

2　必要書類を、退職日から起算して20日以内に、不備のない状態で提出（当支部必着）した者

◆　各公的医療機関制度への加入手続（チャート解説）

加入先等	①	②	③	④
	再就職先の医療保険	公立学校共済組合の任意継続組合員	家族が加入する医療保険の被扶養者	国民健康保険（市町村）
手続	○　再就職先にお問い合わせください。 ○　公立学校共済組合に加入する場合は、新しい所属所で手続をしてください。	○　当支部に必要書類を提出してください。 ○　提出期限は、退職日を含め、20 日以内（共済組合必着）です。 ○　60 歳未満の組合員と被扶養者は、国民年金の加入手続が必要です。	○　家族の勤務先にお問い合わせください。	○　お住まいの市区町村国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。
備考			○　被扶養者になることで、家族の保険料が増額になることはありません。 ○　被扶養者の認定要件を家族の勤務先に必ず確認してください。	○　①～③に加入しない人すべてに加入義務があります。 ○　保険料は、主として前年の所得をベースに各市区町村が決定します。

◆　任意継続組合制度と国民健康保険の比較

	任意継続組合員	国民健康保険
加入資格	退職の日の前日まで引き続き１年以上組合員であった人	社会保険等に加入できない人すべてに加入の義務があります。
加入期間	・退職後２年間 ・退職後、日を空けて加入することはできません。 ・途中で脱退はできますが、再加入はできません。	
掛金	退職時の標準報酬月額を基礎として算出します。	世帯単位で、前年の所得のほか、被保険者の数等に応じて、市区町村が決定します。
給付内容	・医療給付のほか ・出産費、埋葬料、災害給付　等	・医療給付のほか ・出産育児一時金、埋葬料
被扶養者	・現職時に被扶養者であった人は、引き続き認定できます。 ただし、被扶養者の要件を欠くときは、喪失の手続が必要です。また、新たに被扶養者の要件を具備したときは、認定の手続が必要です。 ・被扶養者は保険料がかかりません。	・加入は個人単位（被扶養者の概念なし） ・被扶養者は保険料が発生します。（世帯割制度等あり）

§１４の４の（１）　任意継続組合員

退職の日の前日（勤務条件の変更等により要件を欠くに至ったときはその日の前々日）までに、引き続き１年以上（退職日を含めて１年と１日以上）組合員であった人が、任意継続組合員となることを申し出た場合、退職後最長２年間、引き続き現職のときとほぼ同様の給付等を受けることができます。

ただし、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金は支給されません。

なお、納付期日までに掛金の振込みがない場合は、任意継続組合員の資格を喪失することになります。

（１）　任意継続組合員加入の申出

退職の日（勤務条件の変更等により要件を欠くに至ったときはその日の前日）から起算して20日以内（20日目が閉庁日の場合は、その前日の開庁日）（注１）に、「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」（以下「申出書」）を広島支部に提出してください。

〈提出書類〉

「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」（様式集§15-001①②）

（注１）　年度末退職の場合に限り、申出書を事前に受付することができます。
申出書の提出期限や掛金口座振替日等は、退職者予定者説明会の資料を参照してください。

（注２）　「申出書」は、広島支部ホームページからダウンロードしてください。

（注３）　広島銀行での口座確認の手続きは御自身で行ってください。（どの支店でも可）

（注４）　退職前に交付された資格確認書等（特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証を含む。）は、退職に伴う手続の際に所属所経由で返納してください。

（２）　任意継続掛金額

任意継続掛金額等の算定方法は次のとおりです。詳しい掛金額については、広島支部のホームページに掲載されている、「任意継続組合員の掛金額のお知らせ」を参照してください。

ア　掛金算定方法

掛金算定基礎額に掛金率を乗じて得た額が、１か月の任意継続掛金額になります。

掛金算定基礎額（次の①と②のうち低い額）　×　掛金率　（注１）＝　掛金月額（円位未満切捨て）

①　組合員の退職時の標準報酬月額（注２）

②　全公立学校共済組合員（任意継続組合員を除く。）の平均標準報酬月額

（注１）掛金率は前年度末(3月頃)に決定されます。
（注２）標準報酬月額とは、組合員が受ける報酬月額を「標準報酬等級表」にあてはめて決定された額。「標準報酬決定・改定通知書」等で確認することができます。

イ　掛金の払込方法及び払込期限

掛金の払込方法は、口座振替もしくは現金振込のいずれかです。納付期限内に掛金が納入されない場合、資格喪失となりますので、払込方法は、可能な限り口座振替としてください。

払込方法	払込回数	払込日	注意点
① 口座振替	・年１回【割引あり】 ・年２回【割引あり】	資格取得月もしくはその翌月の22日。 ただし年度末退職の場合は（注）のとおり。	・広島銀行本人名義の口座から自動引き落とし ・金融機関が休業日の場合は翌営業日に自動引き落とし
	・毎月	翌月分を、毎月22日に口座から引き落とし。 ただし、初回分については（注）のとおり。	
② 現金振込	・毎月	翌月分を、毎月月末までに振込み。 ただし、初回分については（注）のとおり。	・掛金決定通知書を基に、期限までに毎月掛金を振込み ・振込手数料は自己負担

（注）年度末退職の場合に限り、初回振替日については、「申出書」を当支部が受け付けた時期により決定します。

【掛金前納による割引制度】

掛金の払込方法を年１回口座振替または年２回口座振替により前納する場合は、割引が適用されます。

（３） 掛金の口座振替・給付金の振込指定金融機関

ア　掛金の振替を行う口座

広島銀行の本人名義の口座に限ります。自動振替のため、振込手数料の負担はありません。

広島銀行以外の口座からの振替はできませんので、前記（２）イの毎月現金振込による納払込となります（振込に係る手数料は自己負担。）。

イ　医療費等の給付金の振込口座

掛金の口座振替を希望される方には、振替口座に給付金を振り込みます。

掛金の口座振替を希望せず、毎月払込通知書により掛金を払い込む方には、退職時に指定している口座に給付金を振り込みます。

（４）「資格情報のお知らせ」等の交付

令和６年12月２日以降、組合員証・被扶養者証（健康保険証）は新規発行を終了しました。

任意継続組合員及びその被扶養者になると、健康保険の資格を取得したという情報を、共済組合本部システムを通じて、社会保険診療報酬支払基金の「医療保険者等向け中間サーバー」に登録します。登録が完了したことを確認後、共済組合から、「資格情報のお知らせ」を送付し

ます。

医療機関や薬局で診療等を受ける際は、「マイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード)」や「資格確認書（後述ア～オの要件に該当する方に交付)」を提示してください。

資格確認書は、次のア～オに該当する者に対して、交付します。

ア　マイナンバーカードを取得していない者又はマイナンバーカードを返納した者

イ　マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者

ウ　マイナ保険証の利用登録解除申請者（他支部や他共済組合で利用登録解除申請中の者を含む。）又は利用登録解除をした者

エ　マイナンバーカードを紛失した者又はマイナンバーカードを更新中の者

オ　マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

資格確認書を提示することで、医療機関等を受診することができます。上記ア～オに該当する組合員は、「申請書」により資格確認書の交付を希望する旨を申請してください（申請交付)。

（５） 被扶養者の認定・取消

退職時に被扶養者として認定されている家族がいる場合は、任意継続組合員加入後も引き続きその者を被扶養者として認定するか否かについて、「申出書」に記入してください（「資格確認書」の要否についても記入が必要です。)。

「申出書」で扶養認定を継続しない旨を申し出た場合は、退職日の翌日で被扶養者資格を喪失します。

引き続き被扶養者として認定を継続することを申し出た場合は、任意継続組合員の加入手続きの際に扶養の継続認定を行い、被扶養者についても「資格情報のお知らせ」等を交付します。ただし、継続認定された場合でも、被扶養者の要件を満たしていない場合は、要件を満たさなくなった時点に遡って、被扶養者認定の取消手続が必要となるため、被扶養者の要件を満たしていることを必ず確認してください。

任意継続組合員加入後、新たに被扶養者の要件を備える人が生じたときは、認定の手続を行ってください。

また、継続認定された被扶養者もしくは新規に認定した被扶養者が、被扶養者の要件を欠くに至ったとき（被扶養者の就職や収入超過、収入逆転のよる主たる扶養者の変更等）は、認定取消の手続が必要です。

各手続に当たっては、被扶養者申告書に必要書類（§７-009 頁以降の「§７の３　被扶養者の申告」参照）を添付して、直接広島支部へ提出してください。

※　夫婦が共同して子を扶養している等、共同扶養者がいる場合、原則収入の多い人の被扶養者としますが、配偶者等の共同扶養者が国民健康保険に加入している場合、任意継続組合員の掛金の算定基礎額に 12 を乗じた額が、共同扶養者の年収を上回るときは、「任意継続組合

員の被扶養者継続認定申立書（様式集§15-005 頁）」の提出により、任意継続組合員の被扶養者として継続認定できます。

（６） 諸給付の請求及びその手続

任意継続組合員となった人に係る諸給付の請求及び諸手続は、現職組合員の場合と同じ請求書、申告書を準用して取扱います。所定の用紙は、広島支部ホームページからもダウンロードできます。なお、これらの書類は、直接広島支部へ提出してください。

（７） 資格が喪失する場合

次に該当する場合は資格がなくなりますので、速やかに広島支部へ書類を提出してください。その時前納等で掛金の過払いがある場合は、後日過払い分を指定口座にお返しします。

事　　由	資格喪失日	提　出　書　類
（ア） 任意継続組合員となった日から起算して２年を経過したとき	２年を経過した日の翌日	（１）資格確認書　等
（イ） 任意継続組合員が死亡したとき	死亡した日の翌日	（１）任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書（様式集§15-002 頁） （２）資格確認書　等 （３）死亡日が確認できる書類の写し （４） 組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し
（ウ） 後期高齢者医療の被保険者等になったとき	被保険者等となった日	（１）任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書（様式集§15-002 頁） （２）資格確認書　等 （３） 後期高齢者医療保険の資格確認書の写し
（エ） 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき	加入した日	（１）任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書（様式集§15-002 頁） （２）資格確認書　等 （３） 新しく交付された資格情報のお知らせ等の写し
（オ） 本人の意思により、任意継続組合員でなくなることを共済組合に申し出たとき （国民健康保険に加入する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき）	広島支部がこの申出書を受理した日の属する月の翌月の初日	（１）任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書（様式集§15-002 頁） （２）資格確認書　等 ※資格喪失日以降、速やかに返却

※　資格確認書（被扶養者分も含む）高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。

（８）掛金の所得税法上の取扱い

任意継続掛金及び介護掛金は、所得税法上で「社会保険料」として取り扱われ、生命保険料等と同様に収入金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする、または再就職先の年末調整で申告をする必要があります。その申告の証拠書類となる任意継続掛金及び介護掛金に係る「収納証明書」を広島支部から10月末に年末調整分、翌月１月に確定申告分として２回、御自宅宛てに送付します。

§１４の４の（２）　退職後に受けることのできる短期給付

《共 済 組 合》

組合員が一定の要件を備えて退職したときは、次の給付を受けることができます。

１　出産費

（１）　支給要件

１年以上組合員であった人が退職後６月以内に出産したときは、出産費が支給されます。

組合員の退職後に被扶養者が出産したときは、給付の対象になりません。

（２）　支給額

500,000円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は488,000円）が支給されます。

（３）　請求手続

「出産費請求書（様式第62号又は様式第62号の２）」を直接、広島支部へ提出してください。

（４）　その他

ア　出産するまでの間に他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。

イ　出産費附加金は支給されません。

ウ　任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職後６月以内」とあるのを「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して６月以内」に読み替えて適用されます。

２　埋葬料

（１）　支給要件

組合員が退職後３月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

（２）　支給額

50,000円

（３）　給付についての一般的事項

ア　埋葬料は、死亡の当時被扶養者であった人に対して支給されます。なお、被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った人に対して上記の金額に相当する額の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。

イ　組合員であった人が資格喪失後死亡するまでの間、他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。

ウ　埋葬料附加金は支給されません。

エ　任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職した日」とあるのを「任

意継続組合員の資格を喪失した日の前日」、「給料」とあるのを「任意継続掛金の標準となった額」にそれぞれ読み替えて適用されます。

オ　請求手続は、「埋葬料請求書（様式集§16-001頁）を直接、広島支部に提出してください。

3　傷病手当金

（1）　支給要件

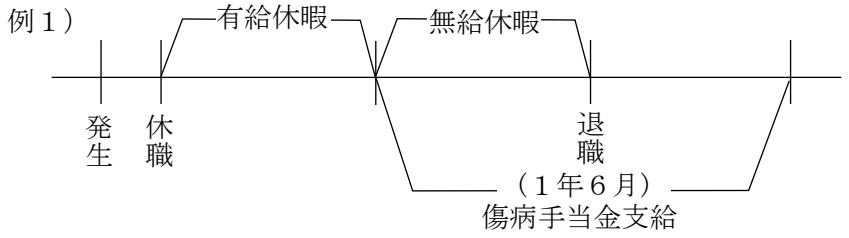
１年以上組合員であった人が在職中に公務によらない病気又は負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するときは、傷病手当金が支給されます。

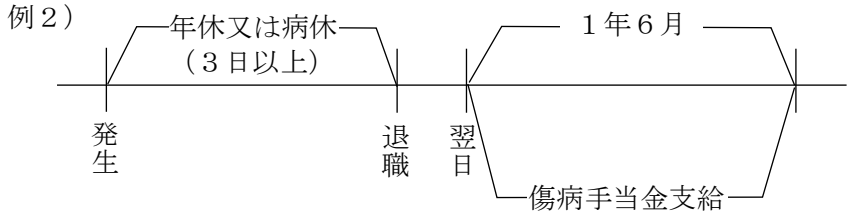
①　退職した際に傷病手当金を受けていたとき。

②　退職した日において、すでに勤務に服することができなかった日以後３日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。

（2）　支給期間

勤務することができなくなった日以後３日を経過した日、又は傷病手当金の支給が始まった日から通算して１年６月間（結核性の病気は３年間）の範囲内です。





（3）　支給額（月額）

傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

（５円未満の端数は切捨て、５円以上10円未満の端数は10円に切上げる）

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（円未満四捨五入）

給付日額×支給日数（１か月単位）＝１か月の傷病手当金

（注）退職した際にすでに傷病手当金を受給していたなど、支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合については、§１０-012頁の「療養・休職のため給料が支給されないとき」を参照してください。

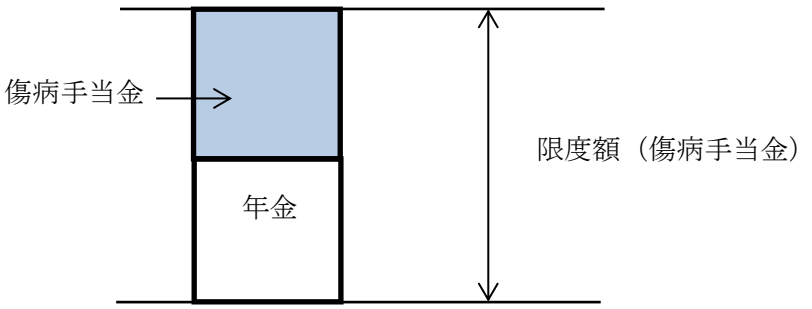
（４） 給付についての一般的事項

ア　「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

イ　傷病手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。

ウ　障害厚生年金、障害基礎年金、障害手当金、老齢厚生年金、老齢基礎年金等を受けることになったときは、給付の調整により傷病手当金の全部又は一部が支給されません。

※　参考（年金が支給された場合）



（５） 請求に必要な書類

ア　傷病手当金請求書

イ　生活能力等についての医師の意見書（初回のみ）

ウ　日常生活に関する申立書（初回のみ）

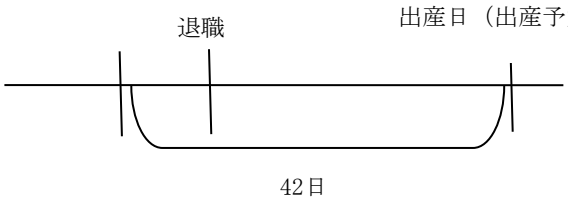
エ　出勤簿の写し（初回のみ）

４　出産手当金

（１） 支給要件

１年以上組合員である者が、出産手当金を支給されたまま退職した場合、残っている支給期間については支給が可能です。

出産手当金を受ける権利を有していれば、実際に給料の調整などで出産手当金が支給されていない状態であっても構いません。つまり、次のとおり出産予定日または出産日の前42日以後に退職していることが条件となります。



⇒資格喪失後の給付が可能



⇒資格喪失後の給付が不可

（２） 支給期間及び支給額

勤務に服することができなかった期間１日につき標準報酬日額の2/3に相当する金額を出産の（予定）日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間に対し支給します。

（算式）

出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

（５円未満の端数は切捨て、５円以上10円未満の端数は10円に切上げる）

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額（円未満四捨五入）

給付日額×支給日数（１か月単位）＝１か月の出産手当金

（注）・算定のもととなる標準報酬月額は退職した日のものとなります。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

（３） 給付についての一般的事項

ア　「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日（週休日）は算入されません。

イ　出産手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。

ウ　請求手続は、「休業手当金・出産手当金請求書（様式第64号）」（様式集§10-013～022頁記入例参照）を直接、広島支部に提出してください。

§１４の４の（３）　退職医療制度

《県互助組合》

１　概要

この制度は、県互助組合員に対する退職後の医療給付をはじめとする諸給付や福祉事業を行い、生きがいのある豊かな生活の実現に寄与しようとするものです。

※　一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第51条に基づき、掛金等の収入や給付事業の支出等により、事業や給付内容を変更することがあります。

２　加入資格

退職時に県互助組合員であり、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人（㊥運営規則第45条）

３　加入手続

（１）　退職医療組合員申出書の提出等（㊥運営規則第45条第２項）

退職日の翌日から起算して30日以内に、退職医療組合員申出書及び退会給付金請求書を提出してください。ただし、退会給付金の支給対象外の方は、退職医療組合員申出書のみ提出してください。

（２）　基準掛金額（㊥運営規則第45条第２項）

次表により、退職日の翌日の年齢に応じた額が基準掛金額となります。

基準掛金には退会給付金を充当することができますので、実際に納入する金額は、基準掛金額から退会給付金を差し引いた額となります。ただし、退会給付金の支給対象外の方は全額納入していただきます。

【令和８年度基準掛金額表】

年齢は、退職日の翌日の年齢となります。

年　齢	掛　金　額	年　齢	掛　金　額	年　齢	掛　金　額
45歳	1,731千円	54歳	1,057千円	63歳	497千円
46歳	1,656千円	55歳	983千円	64歳	442千円
47歳	1,584千円	56歳	917千円	65歳	389千円
48歳	1,514千円	57歳	853千円	66歳	328千円
49歳	1,447千円	58歳	791千円	67歳	269千円
50歳	1,382千円	59歳	732千円	68歳	212千円
51歳	1,297千円	60歳	675千円	69歳	156千円
52歳	1,214千円	61歳	614千円		
53歳	1,134千円	62歳	554千円		

（３）　基準掛金の納入方法及び期日（㊥退職医療規程第３条）

退会給付金が掛金額に満たない場合は、その不足額を県互助組合が指定する口座へ納入してください（退会給付金額が基準掛金額を上回る場合は、超過額を退会給付金として給付します。）。

納入期日は、退職日の翌日から起算して60日以内です。

県互助組合から加入申出者に向けて、振込先口座等を通知します。

（４） その他（㊁運営規則第45条第３項）

加入者は終身組合員になります。

４　給付事業

（１） 療養補助金（㊁運営規則第46条第１項及び第２項）

退職医療組合員が病気又は負傷により保険医療機関等で療養を受けたときに支給されます。

ア　支給額

医療機関ごとに１か月の医療費総額の20％相当額（最高限度額63,600円）

公費負担医療制度により、自己負担額が医療費総額の20％相当額を下回る場合は、自己負担額を限度として給付

イ　支給期間

退職医療組合員となった日から70歳に達した日の属する年度の末日までの期間

（２） 死亡弔慰金（㊁運営規則第47条）

退職医療組合員が死亡したとき、退職医療組合員であった期間に応じた死亡弔慰金がその遺族に支給されます。

＜支給額＞

退職医療組合員期間	金　額	退職医療組合員期間	金　額
１年未満	200千円	５年以上６年未満	100千円
１年以上２年未満	180千円	６年以上７年未満	80千円
２年以上３年未満	160千円	７年以上８年未満	60千円
３年以上４年未満	140千円	８年以上９年未満	40千円
４年以上５年未満	120千円	９年以上	20千円

（３） 慶祝金（㊁運営規則第48条）

退職医療組合員が70歳、77歳、80歳、88歳、90歳及び99歳に達したときは、それぞれ慶祝金１万円が支給されます。

（４） 脱退一時金（㊁運営規則第49条第１項及び第２項）

退職医療組合員が特別の事情（注）により退職医療組合員でなくなることを申し出て、その申出が受理されて資格を喪失したときは、脱退一時金が支給されます。

（注）現在「特別の事情」として認めているのは、海外移住するためのみです。

＜支給額＞

加入時に納入した基準掛金の２分の１を限度として退職医療組合員期間に応じた死亡弔慰金の額（前記（２）死亡弔慰金の額を参照）

５　福祉事業（㊥運営規則第52条）

（１）　１日人間ドック助成

１日人間ドックを実施し、１人につき12,000円を補助します。

令和８年度実施会場

・広島市	広島赤十字・原爆病院、アルパーク検診クリニック、長崎病院ヘルスケアセンター 広島県地域保健医療推進機構、メディックス広島健診センター グランドタワーメディカルコート、広島県環境保健協会
・呉　市	呉市医師会病院
・東広島市	井野口病院、東広島記念病院
・廿日市市	広島生活習慣病・がん健診センター大野
・三原市	三原市医師会病院
・尾道市	公立みつぎ総合病院
・福山市	中国中央病院、日本鋼管福山病院
・三次市	三次地区医療センター、市立三次中央病院
・庄原市	庄原赤十字病院

（２）　入院助成金

引き続き７日以上入院された場合１日1,000円（１会計年度60日を限度）を助成します。

（３）広報紙の発行

「互助だより」で、各事業の案内をします。

§１４の５　公立学校共済組合『宿泊施設特別利用者証』の交付

共済組合では、組合員期間１か月以上で退職した人に『宿泊施設特別利用者証』（以下「利用者証」という。）を発行しています。この利用者証を提示すれば、退職後も現職組合員と同様に組合員料金で共済組合の宿泊施設が利用できます。

利用者証の発行を希望される場合は、**宿泊施設特別利用者証交付申請書**（§様式集19-011頁）を提出してください。

詳細については、「§１９の５　宿泊施設の利用について」を参照してください。